

平成 30 年 2 月 6 日

企業会計基準委員会 御中

公益社団法人日本年金数理人会  
公益社団法人日本アクチュアリー会「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

拝啓 貴会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成 29 年 12 月 7 日に公表された「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」に関しまして、下記のとおりコメントを提出いたします。

敬具

## 記

## 1. 割引率の決定において国債を参照することについて

第 10 項の中に「この点、国際的な会計基準においても、退職給付債務は同様の方法により測定することとされている。国際的な議論においても、退職給付債務の測定の目的が必ずしも明らかではないと指摘されているところであり、見解が分かれ得るものと考えられる」とある。ここで、「この点」とは第 9 項までで論じられている 2 つの考え方に関する内容を指しているものと解される。しかしこの表現では、国際基準においても日本基準と同様に、割引率は国債の利回りに基づくかのような、あるいは、日本基準における国債のマイナス利回りの取扱いと同様の問題が、国際的な会計基準においても論じられる可能性があって、その場合に見解が分かれ得るかのような誤解を読者に与えるように思われる。

国際基準は、原則として優良社債を用いることとされている点で、日本基準とは差異がある。このため、国際基準ではマイナス利回りの市場環境における割引率のあり方が議論されたことはなく、これからも議論される見込みがあるようには思われない。上述のよう

な読者に誤解を与えかねない表現は避けるべきであり、日本基準と国際基準の差異の解消を含めた議論が必要と考える。

なお、実務対応報告第 34 号の公開草案に対しても、国債を選択肢として認めている日本基準の取扱いについて重要な論点となりうる旨のコメントを、平成 29 年 3 月 3 日付で当会から提出している。

## 2. 定量的な論点と結論について

第 11 項では定量的な論点が述べられていて、「実務対応報告第 34 号第 2 項に定めるいずれの方法を採用しても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさないと考えられる」とあり、その理由として、「日本銀行により 10 年物国債金利をゼロ%程度で推移させる政策が採られているため」とある。確かに、現状、10 年物国債の金利はゼロ付近であるが、問題となるのは、10 年未満の金利がマイナスであるからであり、それが、あらゆる財務報告における退職給付債務の計算に、会計上重要な影響を及ぼさないと考え難い。むしろ、本件が論点とされていることに鑑みれば、重要な影響を及ぼすケースが少なからずあると考えるべきであろう。

第 11 項の後半で述べられている本公開草案の結論は、前半の定量的な論点が決定的な根拠となっていて、それがまた当面の間の取扱いを再検討する主要なポイントとされているように感じられる。それにしても、当該論点の検討は、上記の通り、不十分であるように思われる。

以上